

第 17 回京都海区漁業調整委員会 次第

令和 5 年 8 月 3 日午後 3 : 00 ~
京都府水産事務所 研修室

1 開 会

2 議 案

第 1 号議案 京都府海面における第 15 次漁場計画の作成について (諮問)

【第 1 号議案資料】

第 2 号議案 知事許可漁業の制限措置等について (諮問)

【第 2 号議案資料】

第 3 号議案 令和 5 年度全国海区漁業調整委員会日本海ブロック会議に提出する要望課題について

【第 3 号議案資料】

3 その他

4 閉 会

第 22 期 京都海区漁業調整委員会委員名簿

任 期 令和3年4月1日から令和7年3月31日まで

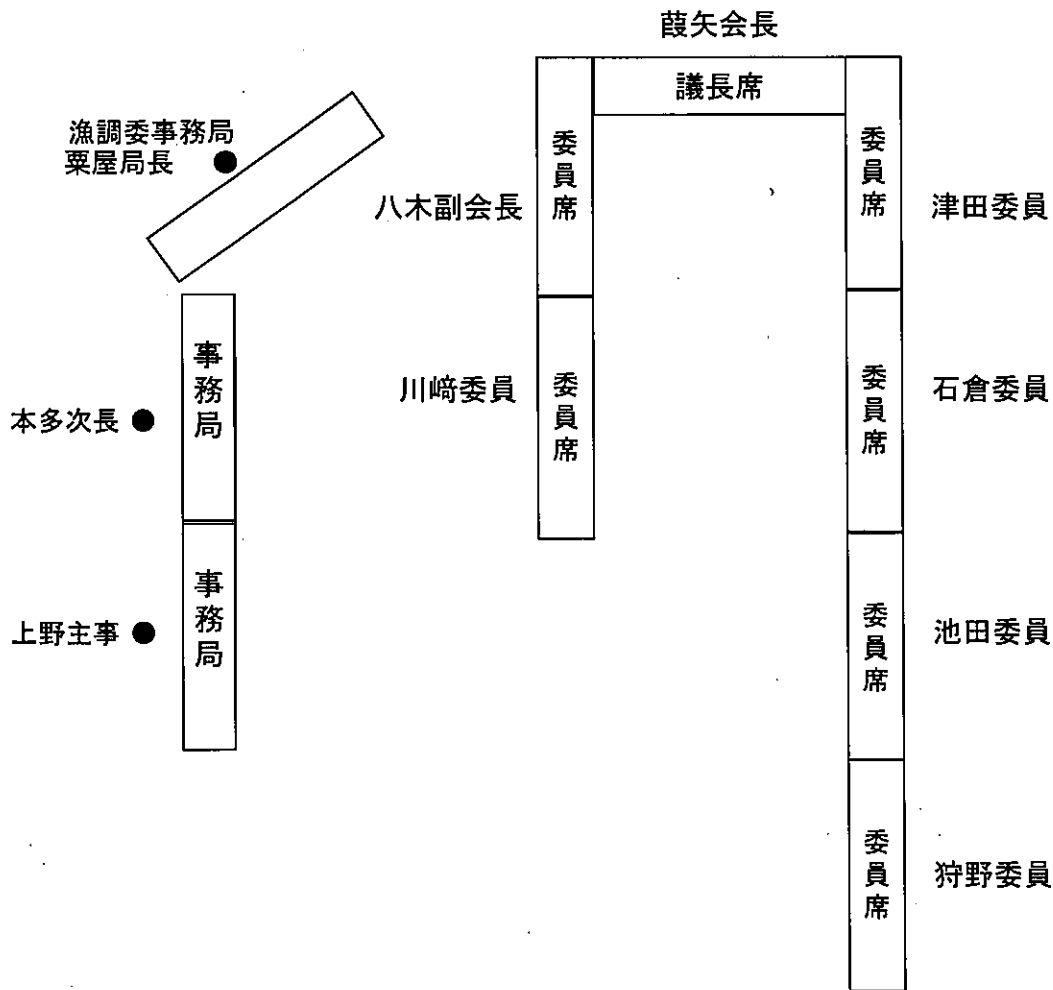
役職	氏 名	備 考
会 長	葭矢 護	公益財団法人京都府水産振興事業団理事長
副会長	八木 一弘	伊根地区 釣漁業 (元) 京都府漁業協同組合理事
委 員	津田 嘉春	舞鶴地区 釣漁業 京都府漁業協同組合理事
委 員	川崎 芳彦	舞鶴地区 養殖業 京都府漁業協同組合総代
委 員	狩野 安德	宮津地区 定置網漁業 (前) 栗田漁業生産組合組合長理事 京都府信用漁業協同組合連合会代表監事
委 員	石倉 尚正	伊根地区 定置網漁業 有限会社新井崎水産取締役
委 員	村岡 繁樹	京丹後地区 定置網漁業 湊漁業株式会社代表取締役社長
委 員	益田 玲爾	京都大学フィールド科学教育研究センター教授
委 員	池田 香代子	株式会社「とと屋」女将
委 員	吉本 秀樹	伊根町長

第22期京都海区漁業調整委員会

(第17回 委員会配席図)

令和5年8月3日(金)午後3時00分から

水産事務所 3階 研修室



京都府		京都府	
○	○	○	○
水産課	水産事務所漁政課		
山本主査	尾崎副主査	戸嶋課長	廣岡係長

第1号議案 京都府海面における第15次漁場計画の
作成について（諮問）

【理 由】

京都府知事から諮問がありましたので、答申に向けて御審議を
お願いします。

【添付資料】

資料1－1 京都府海面における第15次漁場計画の作成に
ついて（諮問）

資料1－2 第15次漁場計画案（公聴会配付資料）

漁調委



資料1-1

5水第371号
令和5年7月19日

京都海区漁業調整委員会
会長 葭矢護様

京都府知事 西脇 隆俊



京都府海面における第15次漁場計画の作成について(諮問)

京都府海面における第15次漁場計画を別添資料のとおり作成したいので、漁業法(昭和23年法律第267号)第64条第4項の規定により、諮問します。

担当	京都府農林水産部水産課 漁政企画係 山本主査
連絡先	075-414-4992

第2号議案 知事許可漁業の制限措置等について（諮問）

【理由】

京都府知事から諮問がありましたので、答申に向けて御審議をお願いします。

【添付資料】

- 資料2-1 小型機船底びき網漁業(手繰第二種漁業(自家用釣餌料びき網漁業))の制限措置等について(諮問)
- 資料2-2 別紙(制限措置等)
- 資料2-3 小型機船底びき網漁業(手繰第三種漁業(なまこ桁網漁業))の制限措置等について(諮問)
- 資料2-4 別紙(制限措置等)
- 資料2-5 固定式刺網漁業(ひらめ底刺網漁業)の制限措置等について(諮問)
- 資料2-6 別紙(制限措置等)
- 参考資料 年間スケジュール概要図

資料2-1



5水事第312号の2
令和5年7月26日

京都海区漁業調整委員会
会長 葭矢 護 様

京都府知事 西脇 隆俊



小型機船底びき網漁業（手繰第二種漁業（自家用釣餌料びき網漁業））の制限措置等について（諮問）

漁業法（昭和24年法律第267号。以下、「法」という。）第58条において読み替えて準用する法第42条第1項の規定により、及び同項の規定を実施するため、許可又は起業の認可を申請すべき期間及び京都府漁業調整規則（令和2年京都府規則第54号）第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置を下記のとおり定めることについて、法第58条において読み替えて準用する第42条第3項の規定により諮問します。

記

申請すべき期間：令和5年11月1日から令和5年11月30日まで

制限措置：別紙のとおり

許可の有効期間：令和6年1月1日から令和10年12月31日に統一

（理由）現在、許可の有効期間満了日が統一されておらず、現状のままでは継続等の申請漏れが生じる可能性があり、満了日を統一し申請漏れを防ぐため（新規許可の許可期間の満了日も、12月31日を想定）。

担 当	京都府水産事務所 漁政課漁業漁船係 尾崎
T E L	0772-22-4438

別紙

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	船舶の総トン数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格
自家用釣餌料びき網漁業	9隻 (許可上限(15隻)から本年10月1日現在有効な許可(6隻)を除いた数)	5トン以下	京都府与謝郡伊根町青島灯台から京都府舞鶴市博奕岬灯台を見通した線以南の京都府沖合海面	周年	京都府に住所を有する者

資料2-3

漁調委



5水事第312号の3
令和5年7月26日

京都海区漁業調整委員会
会長 葭矢 護 様

京都府知事 西脇 隆俊



小型機船底びき網漁業（手繰第三種漁業（なまこけた網漁業））
の制限措置等について（諮問）

漁業法（昭和24年法律第267号。以下、「法」という。）第58条において読み替えて準用する法第42条第1項の規定により、及び同項の規定を実施するため、許可又は起業の認可を申請すべき期間及び京都府漁業調整規則（令和2年京都府規則第54号）第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置を下記のとおり定めることについて、法第58条において読み替えて準用する第42条第3項の規定により諮問します。

記

申請すべき期間：令和5年9月15日から令和5年10月15日まで
制限措置：別紙のとおり

担 当	京都府水産事務所 漁政課漁業漁船係 尾崎
T E L	0772-22-4438

別紙

漁業種類		許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	船舶の総トン数	措置	漁業時期	漁業を営む者の資格	条件
手繰第三種漁業 (なまこけた網漁業)	32隻 (許可上限(247) - 現行許可(215) = 32)	5トン以下	京共第1号	操業区域	12月1日から翌年5月31日まで	操業に関する者 京都府漁業協同組合の同意を得ている者	(1) 免許漁業の妨害をしてはならない。 (2) 同時に使用する網具の数は2統以内。
					12月1日から翌年5月31日まで		免許漁業の妨害をしてはならない。
					1月1日から4月30日まで		免許漁業の妨害をしてはならない。
					12月15日から翌年4月30日まで		(1) 免許漁業の妨害をしてはならない。 (2) 同時に使用する網具の数は2統以内。
					12月15日から翌年4月30日まで		(1) 免許漁業の妨害をしてはならない。 (2) 同時に使用する網具の数は2統以内。
					11月15日から翌年3月31日まで		(1) 免許漁業の妨害をしてはならない。 (2) 2統ひきの場合は金ヶ崎と黒鼻を結んだ線以南の舞鶴湾に限る。
					12月1日から翌年5月31日まで		免許漁業の妨害をしてはならない。
					12月1日から翌年5月31日まで		免許漁業の妨害をしてはならない。
					12月1日から翌年4月30日まで		免許漁業の妨害をしてはならない。
					12月1日から翌年4月30日まで		免許漁業の妨害をしてはならない。
					12月1日から翌年4月30日まで		免許漁業の妨害をしてはならない。
					12月1日から翌年4月30日まで		免許漁業の妨害をしてはならない。
					11月20日から翌年2月末日まで		免許漁業の妨害をしてはならない。

漁調委



5 水事第 312 号の 4
令和 5 年 7 月 26 日

京都海区漁業調整委員会
会長 葭矢 護 様

京都府知事 西脇 隆俊



固定式刺網漁業（ひらめ底刺網漁業）の制限措置等について
（諮問）

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下、「法」という。）第 58 条において読み替えて準用する法第 42 条第 1 項の規定により、及び同項の規定を実施するため、許可又は起業の認可を申請すべき期間及び京都府漁業調整規則（令和 2 年京都府規則第 54 号）第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に関する制限措置を下記のとおり定めることについて、法第 58 条において読み替えて準用する第 42 条第 3 項の規定により諮問します。

併せて、許可の有効期間を下記のとおり定めることについて、法第 58 条において読み替えて準用する第 46 条第 2 項の規定により諮問します。

記

申請すべき期間：令和 5 年 9 月 1 日から令和 5 年 9 月 30 日まで

制限措置：別紙のとおり

許可の有効期間：3 年間（令和 5 年 11 月 1 日から令和 7 年 10 月 31 日まで）

担 当	京都府水産事務所 漁政課漁業漁船係 尾崎
T E L	0772-22-4438

別紙

制限措置	内 容
漁業種類	固定式刺網漁業（ひらめ底刺網漁業）
許可又は起業の認可をすべき漁業者の数	$\frac{2 \text{ 件}}{(\text{許可上限 (13)} - \text{現行許可 (11)}) = 2}$
操業区域	<p>次のア、イ、ウ、エ及びアの点を順次に結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>ア点 成生岬灯台から真方位266度5,300メートルの点 （北緯35度35分54秒、東経135度24分15秒の点）</p> <p>イ点 成生岬灯台から真方位316度6,000メートルの点 （北緯35度38分28秒、東経135度24分58秒の点）</p> <p>ウ点 成生岬灯台から真方位16度8,100メートルの点 （北緯35度40分20秒、東経135度29分12秒の点）</p> <p>エ点 成生岬灯台から真方位30度4,500メートルの点 （北緯35度38分14秒、東経135度29分12秒の点）</p> <p>[緯度・経度表記は世界測地系による]</p>
漁業時期	11月1日から翌年3月20日まで
漁業を営む者の資格	京都府舞鶴市字小橋、字三浜に住所を有する者
(参考)	
条 件	<p>(1) 他種漁業の妨害をしてはならない。</p> <p>(2) 刺網1連ごとの両端に、夜間にあつては標識灯火を、昼間にあつては赤色標旗を水面上1.5メートル以上の高さに掲げ、標旗には許可番号、漁業種類、漁業者氏名又は名称を明記しなければならない。</p> <p>(3) 刺網の連数は2連以内で、その総長は、1,000メートル以内でなければならない。</p> <p>(4) 網の目合いは12センチメートル以上、網丈（高さ）は3.6メートル以内の一重底刺網以外のものを使用してはならない。</p>

【参考】
 年間スケジュール概要図
 ○矢印は、許可上の作業期間を示しています。
 ○赤マスは、申請すべき期間を模式的に示しています。

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
手続1	府内												
手続2	餌料びき	宮津沖											
	とりがい	京共8 京共11 京共11・12 京共12											
手続3	なまこ	京共1											
		京共2											
		京共3											
		京共4・6											
		京共5・6											
		京共8											
		京共11											
		京共11・12											
	京共12												
	京共14												
京共15													
京共16													
京共19													
京共27													
機船びき	京共1												
	京共3・7												
	京共4・6・7												
	京共5・6・7												
	京共22												
かごなわ	いそのお	京共24											
	ほいがい	京共12											
	いそのお	府沖											
小いか	旧網野町漁協												
	入会	府内											
固定式刺網	ひらめ	福井											
	小樺沖	兵庫											
いさざ	京共8 (大丹生川河口)	京共8 (高野川河口)											
	京共8 (高野川河口)	京共8 (高野川河口)											

第3号議案 令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会
日本海ブロック会議に提出する議題について

【理由】

当海区から全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック
会議に提出する要望議題について、御審議をお願いします。

【添付資料】

1 クロマグロの資源管理について

資料3-1 令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海
ブロック要望議題について（案）

2 沿岸漁業と大中型まき網漁業の調整について

資料3-2 令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海
ブロック要望議題について（案）

3 ミニボートの安全対策について

資料3-3 令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海
ブロック要望議題について（案）

4 漁業法改正後の定置網漁業の資源管理について

資料3-4 令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海
ブロック要望議題について（案）

参考資料① 令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海
ブロック会議 <資料2> 「令和5年度要望事項
について」（京都海区関係分抜粋）

参考資料② 令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会
「要望書」



令和 5 年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック要望議題について (案)

京都海区漁業調整委員会

継続要望	
議題	クロマグロの資源管理について
提案理由、要旨等	
<p>平成 30 年からの数量管理により、クロマグロ小型魚 (30kg 未満) 及び大型魚 (30 kg 以上) それぞれについて厳格な管理が求められるようになった。本府沿岸では本種は主として定置網漁業で漁獲されている。同漁業は資源に対して優しい受け身の漁法であるが、同じサイズの多様な魚種が同時に入網することから、特定魚種の選択的な漁獲は困難である。したがって、クロマグロの混獲回避作業には相当の労力を費やしており、操業自体を停止する等、漁業経営にも多大な影響が出ている。さらに、漁獲状況の取りまとめや報告等の現場における事務も増大している。</p> <p>一方、クロマグロを含め特定水産資源の資源管理については、都道府県の資源管理方針で、当該都道府県に住所や事業所のある者が特定水産資源を採捕する場合は、当該都道府県で管理 (属人管理) することとなっており、住所地から離れた海域で操業するまぐろ延縄漁業等については、都道府県による操業実態の把握は困難である。</p> <p>また、令和 3 年 6 月からは、委員会指示により、遊漁者のくろまぐろ (大型魚) の採捕実績の報告について義務づけられたが、遊漁者に対し、未だその制度等の周知が不十分であり、クロマグロの釣獲をめぐる漁業者から制度を理解していない遊漁者等への不満の声が大きくなっている。</p> <p>については、クロマグロの資源管理を円滑に実施するにあたり、下記事項を要望する。</p>	
記	
<ol style="list-style-type: none"> 1 定置網の操業に支障を来さないよう、漁獲可能量の配分について十分に配慮するとともに、採捕数量が漁獲枠に達しても操業を続けられるよう、効果的な再配分方法や管理手法を早急に確立すること。 2 漁獲報告については、現場での事務負担の軽減が図れるようなシステムを構築すること。 3 現行の広域漁業調整委員会の承認制による沿岸クロマグロ漁業の許可のあり方や承認の条件、運用の仕方について再検討するとともに、まぐろ延縄漁業等については、遊漁と同様に国による管理についても検討を行うこと。 	

- 4 遊漁者及び遊漁船業者に対し、国に対する採捕実績の報告については、漁業者の漁獲報告のように迅速にかつ漏れのないよう徹底すること。
- 5 また、資源管理の制度及びその重要性について広く国民に周知し、国が操業自粛や採捕停止の基準を示し、強く指導すること。



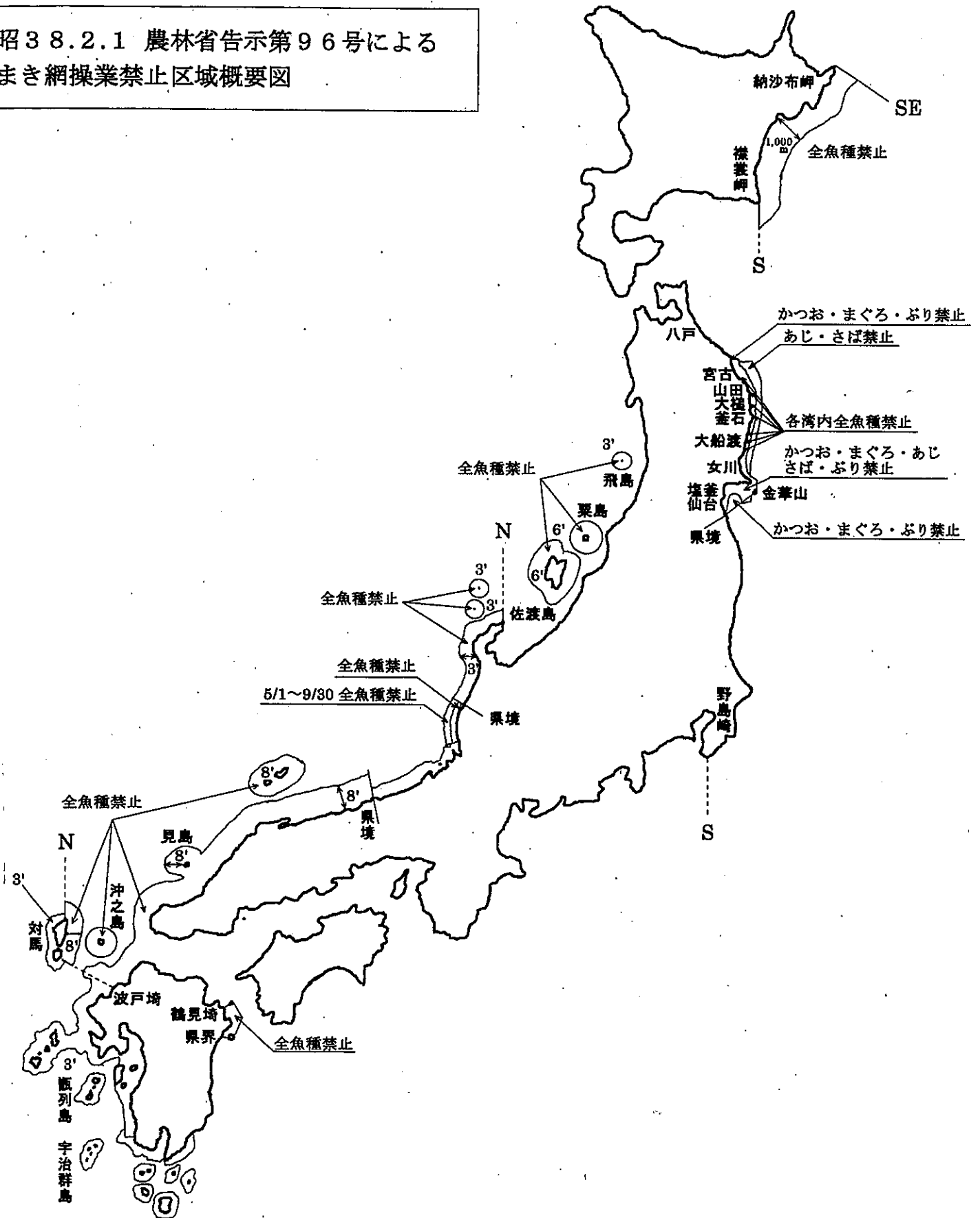
令和 5 年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック要望議題について (案)

京都海区漁業調整委員会

継続要望	
議題	沿岸漁業と大中型まき網漁業の調整について
提案理由、要旨等	
<p>京都府沿岸における大中型まき網漁業の操業禁止区域は、沿岸から 3 海里までと他海区よりも著しく狭く、同漁業の漁場は沿岸漁業の漁場と競合している。そのため、本府沿岸では大中型まき網漁業の違法操業の疑いや操業を巡るトラブルが永年続いている。</p> <p>操業禁止区域は設定から 50 年以上も見直しがなされていないが、この間、大中型まき網漁業の設備、漁労技術等は急速に発達し、その漁獲圧は増大している。それゆえ、競合漁場における同漁業による資源の先獲りや、未成魚・産卵親魚の大量漁獲が、沿岸資源に与える影響も大きくなっていると考える。また、国によって、資源管理手法の抜本的な見直し等による漁船の大型化が一方的に検討されていることから、沿岸漁業者の不安はさらに高まっている。</p> <p>一方で、本府はえ縄漁業者が回転灯を点け操業中に漁船ごと、まき網船にまかれる事案が発生し、この様な事が無いよう色々な機会を通じ、まき網漁業者に対し安全操業等の徹底を依頼している。</p> <p>については、大中型まき網漁業との操業を巡るトラブルをなくし、今後、沿岸漁業者が安定した操業を安心して実施できるよう、下記事項を要望する。</p>	
記	
<p>1 大中型まき網漁業の操業禁止区域については、長年変更が行われておらず、まき網漁業漁船の設備、漁労技術等の進捗が十分勘案されたものになっていない。沿岸漁業者がまき網による資源の先取り、未成魚や産卵親魚の大量漁獲の影響を受けないよう、見直しを行うこと。</p> <p>2 沿岸漁業者とまき網漁業者との操業を巡るトラブルや相互の不信感を解消させるため、まき網船の附属船全船への VMS 設置を早急に進める等、不完全な VMS の情報システムの改善を図るとともに、VMS 情報を積極的に活用した指導取締を行うこと。</p> <p>3 海上運航、安全確保から、沿岸域で航行・操業する際は AIS (船舶自動識別装置) を作動させ、事故防止・安全航行に務めること。</p>	

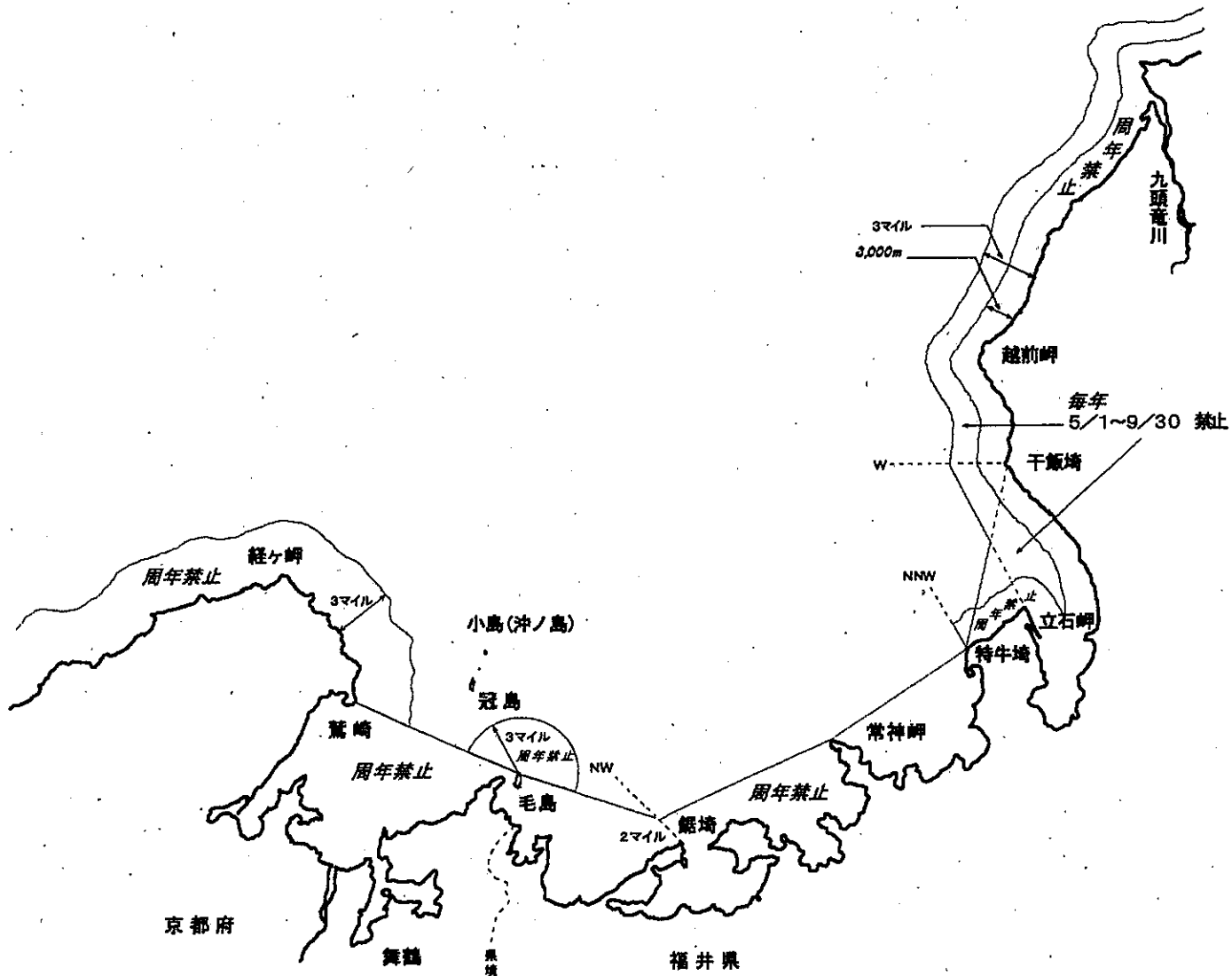
4 新たな資源管理体制の下、沿岸漁業者と大中型まき網船団がトラブルのない漁場利用を進めていくための話し合いの場を定期的を開催すること。特に、まき網漁船の大型化が図られる際には、許可権者として事前に沿岸漁業関係者との操業内容や条件に関する協議を行うこと。

昭38.2.1 農林省告示第96号による
まき網操業禁止区域概要図



鹿兒島沖4,000m以内全魚種禁止

大中型まき網漁業 (操業禁止区域)



令和 5 年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック要望議題について(案)

京都海区漁業調整委員会

継続要望	
議題	ミニボートの安全対策について
提案理由、要旨等	
<p>小型船舶操縦免許や船舶検査が不要であるミニボートは手軽に楽しめるボートとして急速に普及している。これに伴い、ミニボートに関連する事故、トラブル等の発生件数が増加している。ミニボートは小型であるが故に、他船から視認しづらく、レーダーにも映りにくい。また、海上の基本的なルールを知らずに操縦するユーザーが多く、漁業者の安全な航行、操業等を脅かす存在となっている。</p> <p>については、漁業者等、海面を利用する者の安全を確保するため、下記の事項を要望する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 ミニボートに関連する事故、トラブルをなくすため、国において、ミニボートユーザーに対する安全講習会受講を義務付ける等、全てのミニボートユーザーが基本的な安全知識を確実に習得できるよう働きかけていくこと。</p> <p>2 海面を利用する者の安全を確保するため、ミニボートの航行範囲の制限及び夜間航行の禁止措置等を早急かつ確実に講じること。</p>	



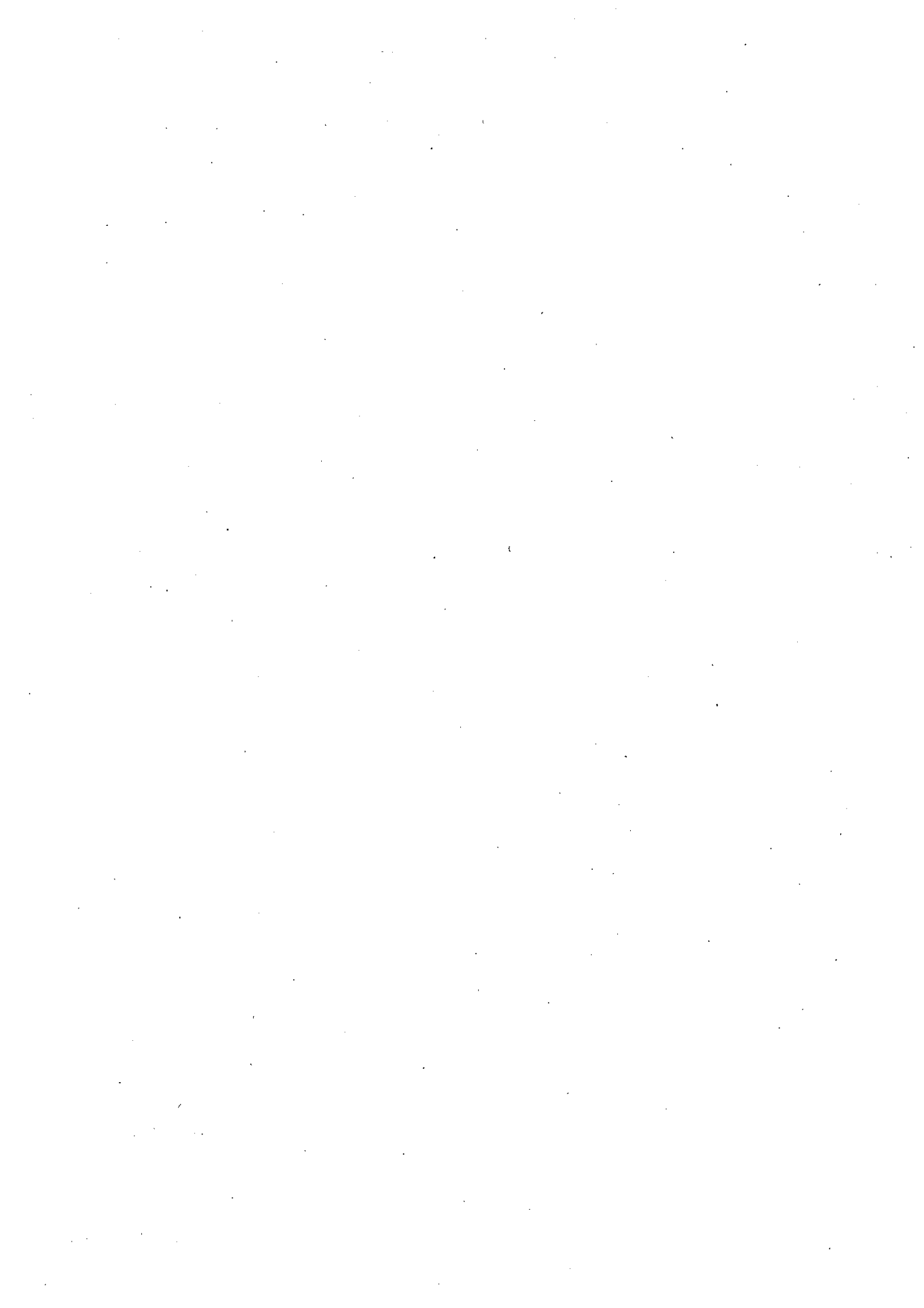
令和 5 年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック要望議題について(案)

京都海区漁業調整委員会

継続要望	
議題	漁業法改正後の定置網漁業の資源管理について
提案理由、要旨等	
<p>定置網漁業は、日本海側沿岸漁業の主要な漁業であり、多くの漁業者を地元で雇用しており、地域の基幹産業となっている。</p> <p>一方、定置網漁業は、従来から受け身の漁業であり環境に優しい漁業とされてきたが、魚種の選択性が極めて低いことから、積極的な資源管理が難しい。このような状況のなか、今般の漁業改正においては、沿岸漁業についても資源の数量管理対象魚種の拡大が図られ、定置網漁業も対象魚種毎の資源管理への対応が求められている。</p> <p>特に、本府において、漁獲金額の約 3 割を占めるサワラ、ブリ類が、今後、TAC 対象魚種となる見通しであり、魚種の選択性の低い定置網漁業においては、サワラ、ブリ類が突発的に入網した場合に TAC 数量が超過してしまうこと、TAC 魚種で数量を超過することにより盛漁期に操業ができなくなることなど、漁業者が不安を持ち、漁獲量の制限だけで管理されると漁業経営に大きな影響が出ることを危惧している。</p> <p>改革の柱である資源管理の意義については理解できるものの、定置網漁業者は、網目の拡大や小型魚の保護など、従来から資源や漁業の特性に合わせ資源管理に取り組んでいることも考慮いただき、ついでには、水産政策の改革に伴う資源管理を推進するにあたり、下記事項を要望する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 漁業者が、TAC 制度を基本とする資源管理に安心して取り組めるよう、対象魚種の追加などに際しては、関係者への説明を通じて十分な理解を得ながら進め、資源管理目標及び資源管理措置の検討にあたっては、対象魚種ごとに生態解明や資源量・再生産の分析・評価を行い、資源量推定のための十分な情報と精度が得られていない魚種については、MSY ベースでの漁獲量管理を行わないこと。 2 選択的に漁獲ができない定置漁業については、漁業者が実施している資源管理の妥当性や効果を的確に評価した上で、当該管理手法が十分効果を発揮している魚種については、TAC による管理に固執せず、現状の自主的な資源管理で対応するよう配慮し、漁業の特性を考慮した漁獲可能量の配分や、都道府県間等との漁獲枠の融通を積極的に行うなど、地域にとって重要な漁業が操業停止に 	

追い込まれない資源管理の仕組みを構築すること。

- 3 やむを得ず減収等が生じた場合や漁業者が実施している自主的な資源管理では達成できないような TAC 数量となる場合は、対象とする魚種の漁業経営上の重要度に応じて経営を維持できるよう、適切な支援策を設けること。
- 4 定置網漁業の特性に応じた資源管理型の選択性の高い漁具の開発、混獲される稚仔魚や小型魚を極力削減する技術について、国を中心に開発するとともに、新技術開発後は、普及が促進されるよう、適切な支援策を設けること。



令和4年度（第50回）

全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議

日時 令和4年10月18日(火)

場所 石川県金沢市 KKRホテル金沢

全国海区漁業調整委員会連合会



《資料 2》

令和 5 年度要望事項について



新規要望	○継続要望
議 題	クロマグロの資源管理について
<p>提案理由、要旨等</p> <p>平成30年からの数量管理により、クロマグロ小型魚(30kg未満)及び大型魚(30kg以上)それぞれについて厳格な管理が求められるようになった。本府沿岸では本種は主として定置網漁業で漁獲されている。同漁業は資源に対して優しい受け身の漁法であるが、同じサイズの多様な魚種が同時に入網することから、特定魚種の選択的な漁獲は困難である。したがって、クロマグロの混獲回避作業には相当の労力を費やしており、操業自体を停止する等、漁業経営にも多大な影響が出ている。さらに、漁獲状況の取りまとめや報告等の現場における事務も増大している。</p> <p>一方、クロマグロを含め特定水産資源の資源管理については、都道府県の資源管理方針で、当該都道府県に住所や事業所のある者が特定水産資源を採捕する場合は、当該都道府県で管理(属人管理)することとなっており、住所地から離れた海域で操業するまぐろ延縄漁業等については、都道府県による操業実態の把握は困難である。</p> <p>また、令和3年6月からは、委員会指示により、遊漁者のくろまぐろ(大型魚)の採捕実績の報告について義務づけられたが、遊漁者に対し、未だその制度等の周知が不十分であり、クロマグロの釣獲をめぐる漁業者から制度を理解していない遊漁者等への不満の声が大きくなっている。</p> <p>については、クロマグロの資源管理を円滑に実施するにあたり、下記事項を要望する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 定置網の操業に支障を来さないよう、漁獲可能量の配分について十分に配慮するとともに、採捕数量が漁獲枠に達しても操業を続けられるよう、効果的な再配分方法や管理手法を早急に確立すること。 2 漁獲報告については、現場での事務負担の軽減が図れるようなシステムを構築すること。 3 現行の広域漁業調整委員会の承認制による沿岸クロマグロ漁業の許可のあり方や承認の条件、運用の仕方について再検討するとともに、まぐろ延縄漁業等については、遊漁と同様に国による管理についても検討を行うこと。 4 遊漁者及び遊漁船業者に対し、国に対する採捕実績の報告については、漁業者の漁獲報告のように迅速にかつ漏れのないよう徹底すること。 5 また、資源管理の制度及びその重要性について広く国民に周知し、国が操業自粛や採捕停止の基準を示し、強く指導すること。 	

新規要望	○継続要望
議 題	沿岸漁業と大中型まき網漁業の調整について
提案理由、要旨等	
<p>京都府沿岸における大中型まき網漁業の操業禁止区域は、沿岸から3海里までと他海区よりも著しく狭く、同漁業の漁場は沿岸漁業の漁場と競合している。そのため、本府沿岸では大中型まき網漁業の違法操業の疑いや操業を巡るトラブルが永年続いている。</p> <p>操業禁止区域は設定から50年以上も見直しが見直しがなされていないが、この間、大中型まき網漁業の設備、漁労技術等は急速に発達し、その漁獲圧は増大している。それゆえ、競合漁場における同漁業による資源の先獲りや、未成魚・産卵親魚の大量漁獲が、沿岸資源に与える影響も大きくなっていると考える。また、国によって、資源管理手法の抜本的な見直し等による漁船の大型化が一方向的に検討されていることから、沿岸漁業者の不安はさらに高まっている。</p> <p>一方で、本府はえ縄漁業者が回転灯を点け操業中に漁船ごと、まき網船にまかれる事案が発生し、この様な事が無いよう色々な機会を通じ、まき網漁業者に対し安全操業等の徹底を依頼している。</p> <p>については、大中型まき網漁業との操業を巡るトラブルをなくし、今後、沿岸漁業者が安定した操業を安心して実施できるよう、下記事項を要望する。</p>	
記	
<ol style="list-style-type: none"> 1 大中型まき網漁業の操業禁止区域については、長年変更が行われておらず、まき網漁業漁船の設備、漁労技術等の進捗が十分勘案されたものになっていない。沿岸漁業者がまき網による資源の先取り、未成魚や産卵親魚の大量漁獲の影響を受けないよう、見直しを行うこと。 2 沿岸漁業者とまき網漁業者との操業を巡るトラブルや相互の不信感を解消させるため、まき網船の附属船全船へのVMS設置を早急に進める等、不完全なVMSの情報システムの改善を図るとともに、VMS情報を積極的に活用した指導取締を行うこと。 3 海上運航、安全確保から、沿岸域で航行・操業する際はAIS(船舶自動識別装置)を作動させ、事故防止・安全航行に務めること。 4 新たな資源管理体制の下、沿岸漁業者と大中型まき網船団がトラブルのない漁場利用を進めていくための話合いの場を定期的を開催すること。特に、まき網漁船の大型化が図られる際には、許可権者として事前に沿岸漁業関係者との操業内容や条件に関する協議を行うこと。 	

新規要望	○継続要望
議 題	ミニボートの安全対策について
<p>提案理由、要旨等</p> <p>小型船舶操縦免許や船舶検査が不要であるミニボートは手軽に楽しめるボートとして急速に普及している。これに伴い、ミニボートに関連する事故、トラブル等の発生件数が増加している。ミニボートは小型であるが故に、他船から視認しづらく、レーダーにも映りにくい。また、海上の基本的なルールを知らずに操縦するユーザーが多く、漁業者の安全な航行、操業等を脅かす存在となっている。</p> <p>については、漁業者等、海面を利用する者の安全を確保するため、下記の事項を要望する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 ミニボートに関連する事故、トラブルをなくすため、国において、ミニボートユーザーに対する安全講習会受講を義務付ける等、全てのミニボートユーザーが基本的な安全知識を確実に習得できるよう働きかけていくこと。 2 海面を利用する者の安全を確保するため、ミニボートの航行範囲の制限及び夜間航行の禁止措置等を早急かつ確実に講ずること。 	

○新規要望	継続要望
議 題	漁業法改正後の定置網漁業の資源管理について
<p>提案理由、要旨等</p> <p>定置網漁業は、日本海側沿岸漁業の主要な漁業であり、多くの漁業者を地元で雇用しており、地域の基幹産業となっている。</p> <p>一方、定置網漁業は、従来から受け身の漁業であり環境に優しい漁業とされてきたが、魚種の選択性が極めて低いことから、積極的な資源管理が難しい。このような状況のなか、今般の漁業法改正においては、沿岸漁業についても資源の数量管理対象魚種の拡大が図られ、定置網漁業も対象魚種毎の資源管理への対応が求められている。</p> <p>特に、本府において、漁獲金額の約3割を占めるサワラ、ブリ類が、今後、TAC対象魚種となる見通しであり、魚種の選択性の低い定置網漁業においては、サワラ、ブリ類が突発的に入網した場合にTAC数量が超過してしまうこと、TAC魚種で数量を超過することにより盛漁期に操業ができなくなることなど、漁業者が不安を持ち、漁獲量の制限だけで管理されると漁業経営に大きな影響が出ることを危惧している。</p> <p>改革の柱である資源管理の意義については理解できるものの、定置網漁業者は、網目の拡大や小型魚の保護など、従来から資源や漁業の特性に合わせ資源管理に取り組んでいることも考慮いただき、については、水産政策の改革に伴う資源管理を推進するにあたり、下記事項を要望する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 漁業者が、TAC制度を基本とする資源管理に安心して取り組めるよう、対象魚種の追加などに際しては、関係者への説明を通じて十分な理解を得ながら進め、資源管理目標及び資源管理措置の検討にあたっては、対象魚種毎に生態解明や資源量・再生産の分析・評価を行い、資源量推定のための十分な情報と精度が得られていない魚種については、MSYベースでの漁獲量管理を行わないこと。 2 選択的に漁獲ができない定置漁業については、漁業者が実施している資源管理の妥当性や効果を的確に評価した上で、当該管理手法が十分効果を発揮している魚種については、TACによる管理に固執せず、現状の自主的な資源管理で対応するよう配慮し、漁業の特性を考慮した漁獲可能量の配分や、都道府県間等との漁獲枠の融通を積極的に行うなど、地域にとって重要な漁業が操業停止に追い込まれない資源管理の仕組みを構築すること。 3 やむを得ず減収等が生じた場合や漁業者が実施している自主的な資源管理では達成できないようなTAC数量となる場合は、対象とする魚種の漁業経営上の重要度に応じて経営を維持できるよう、適切な支援策を設けること。 4 定置網漁業の特性に応じた資源管理型の選択性の高い漁具の開発、混獲される稚仔魚や小型魚を極力削減する技術について、国を中心に開発するとともに、新技術開発後は、普及が促進されるよう、適切な支援策を設けること。 	



5全漁調連第10号
令和5年7月6日

各海区漁業調整委員会長 様

全国海区漁業調整委員会連合会
会 長 今野 智光
(公印省略)

令和5年度要望書について (送付)

令和5年5月26日の総会で承認された要望書について、別添のとおりお送りします。

連合海区におかれましては、各海区へ配布いただきますようお願いいたします。

なお、要望活動については7月11日に実施する予定であり、結果について後日送付させていただきます。

事務担当

全国海区漁業調整委員会連合会事務局
(福島海区漁業調整委員会事務局) 佐久間
TEL:0246-24-6173 FAX:0246-24-6178
fukushimakaiku_f@pref.fukushima.lg.jp



要 望 書

全国海区漁業調整委員会連合会

令和5年度 全国海区漁業調整委員会連合会要望書

令和2年12月1日、70年ぶりに改正された漁業法が施行され、水産資源の保存及び管理のための措置をはじめとした新たな制度が開始されました。改正後2年が経過した現在は、漁業許可、海面利用制度の改正・見直しの影響が発現しているところであり、また、新たな資源管理に対する様々な検討が進められているところです。

このような状況下で、これまで漁業調整上重要な役割を果たしてきた海区漁業調整委員会は、資源管理や水域の有効活用を図っていくうえで、その役割はさらに重要性を増すものと期待されております。

我が国の漁業を取り巻く環境は、依然として、資源の減少や魚価の低迷、多発する外国漁船の違法操業による資源の収奪、尖閣諸島や竹島など我が国の領土をめぐる情勢が懸念される中で、国内漁業者の操業権益の維持・確保に万全を期していくことが重要な課題となっております。

法改正後には、新たな資源管理の推進を目指したTAC候補魚種の検討が始まりましたが、資源評価精度の向上、漁業者や関係団体との対話、資源管理手法の検討等、未だ解決されない課題が残っている上、現行TAC魚種についても資源の変動に対する柔軟な対応やIQ制度の運用にかかる課題が浮き彫りとなっており、今後も、国全体で効果的な資源管理手法を検討・検証していくことが必要な状況にあります。

また、新型コロナウイルス感染症が日常生活に浸透し、我々の生活のあり方も大きく変化しております。かつてないほど多くの人々が、遊漁だけにとどまらない海洋レジャーを楽しむようになり、遊漁者、プレジャーボート利用者等との海面利用者の調整、管理のあり方を今まで以上に検討していかななくてはなりません。

国際情勢もこの数年で大きく変わり、周辺国との漁業調整、尖閣諸島や竹島など我が国の領土をめぐる情勢が懸念される中で、国内漁業者の操業権益の維持・確保に万全を期していくことが重要な課題となっています。

さらに、東京電力福島第一原子力発電所の事故においては、事故発生から12年が経過し、様々な取組により水産物の需要は回復傾向にあるものの、令和5年1月の関係閣僚会議において、ALPS処理水の海洋放出について、具体的な放出時期として令和5年春から夏頃を見込むことが示され、新たな風評が生じることへの懸念や水産物の需要減少が危惧されております。

全国の海区漁業調整委員会を会員とする全国海区漁業調整委員会連合会は、令和5年5月26日の第59回通常総会により、漁業調整や資源管理を取り巻く問題を解決するため、全員一致で別紙のとおり要望することを決議いたしました。

つきましては、これら要望の実現について格段のご配慮を賜りたくお願い申し上げます。

令和5年7月11日

全国海区漁業調整委員会連合会
会長 今野 智 光

新規要望項目

- ・ 漁業監督吏員の資質向上 (沿岸漁場の秩序維持について)
- ・ 違法漁獲物の流通に対する監視体制の強化 (沿岸漁場の秩序維持について)
- ・ 沿岸くろまぐる漁業等のあり方について (太平洋クロマグロの資源管理について)
- ・ AISを活用した事故防止・安全航行の指導 (沿岸資源の適正な利用について)
- ・ 漁獲量を正確に把握する仕組みの整備 (漁業法改正後の制度運用について)
- ・ 定置網漁業の特性に応じた資源管理型の新技術の開発・普及 (漁業法改正後の制度運用について)
- ・ 遊漁者に資源管理を行わせる体制整備 (海洋性レジャーとの調整等について)
- ・ ミニボートの保険加入義務化とゴムボートの保険対象化 (海洋性レジャーとの調整等について)

全要望項目

- I 海区漁業調整委員会制度について
- II 沿岸漁場の秩序維持について
- III 太平洋クロマグロ資源管理について
- IV 沿岸資源の適正な利用について
- V 漁業法改正後の制度運用について
- VI 外国漁船問題等について
- VII 海洋性レジャーとの調整等について

新規要望項目

II 沿岸漁場の秩序維持について

漁業監督吏員の資質向上

漁業監督吏員の資質向上のための訓練・研修等を拡充すること。

違法漁獲物の流通に対する監視体制の強化

違法漁獲物の流通に対する監視体制を強化すること。

III 太平洋クロマグロ資源管理について

沿岸くろまぐろ漁業等のあり方について

広域漁業調整委員会の承認制による沿岸くろまぐろ漁業について、承認制に係る事務取扱要領で認める都道府県や広域漁業調整委員会をまたぐ承継承認（廃止見合新規）のあり方や承認の条件、運用の仕方等について見直すこと。

大臣届出漁業である「沿岸まぐろはえ縄漁業」者のうち、他県の管轄に属することが明らかな海域で操業するものについては、知事許可や海区漁業調整委員会指示に基づき操業するものを除き、現行の知事管理（属人管理）ではなく、大臣管理として国で管理すること。

IV 沿岸資源の適正な利用について

A I Sを活用した事故防止・安全航行の指導

A I S利用の普及に努めるとともに、A I Sが設置されている船舶については、沿岸域で航行・操業する際はA I Sを作動させ、事故防止・安全航行に努めるように指導すること。

V 漁業法改正後の制度運用について

漁獲量を正確に把握する仕組みの整備

TAC魚種が漁協共販などの既存の管理体制を通さない場合でも、漁獲→水揚→流通→消費の経路の監視により、正確な漁獲量を把握するための仕組みを整えること。

定置網漁業の特性に応じた資源管理型の新技術の開発・普及

定置網漁業の特性に応じた資源管理型の選択性の高い漁具や、混獲される稚仔魚や小型魚を極力削減する技術について、国を中心に開発するとともに、新技術開発後は、普及が促進されるよう、適切な支援策を設けること。

VII 海洋性レジャーとの調整等について

遊漁者に資源管理を行わせる体制整備

漁業者に対する操業規制との公平性を担保する観点から遊漁者の組織化及び遊漁者に資源管理を行わせるための法制度や体制の整備を進めること。

ミニボートの保険加入義務化とゴムボートの保険対象化

ミニボートの過失による漁業損失や遭難救助費用を補償するため、ミニボートの保険加入を義務付けること。また、日本漁船組合のプレジャーボート責任保険の保険対象外である船底がFRP成型されていないエンジン付きゴムボートも当該保険対象とするよう働きかけること。

全要望項目

I 海区漁業調整委員会制度について

海区漁業調整委員会は、漁業の民主化を図る一翼として、漁業者・漁業従事者委員を主体として、漁業権の免許、沿岸漁業の調整や資源管理に至るまで、幅広く歴史的にその役割を担うとともに、その十分な運用により、漁業制度の円滑な運営を確保してまいりました。

令和2年12月の改正漁業法施行後も、水産資源の持続的な利用を確保するとともに、水面の総合的な利用を図り、もって漁業生産力を発展させる目的達成のために、海区漁業調整委員会に求められる役割はさらに重要性を増すところとなっています。引き続き国、都道府県、漁協等と連携し、漁業調整機構として海区漁業調整委員会に求められる役割を、十分に果たしていかなければなりません。

また、海区漁業調整委員会が高度化・多様化する諸問題に今後も引き続いて対処していくためには、安定した財政基盤の裏づけが必須です。

つきましては、海区漁業調整委員会制度に関する事項について、次のとおり要望いたします。

1 海区漁業調整委員会制度の堅持

海区漁業調整委員会制度を堅持するとともに、委員会は漁業者及び漁業従事者が主体となって漁業調整等を行う組織である位置づけを堅持すること。

2 海区漁業調整委員会の財政基盤の確保

漁業法改正に伴い、知事からの資源管理状況の報告徴収や、TAC制度対象魚種ごとの漁獲割当の変更方針の諮問等、海区漁業調整委員会の役割が増加していることを踏まえ、今後も漁業調整機構としての役割を十分果たし、地域漁業の発展に寄与するために、更なる予算措置により安定した財政基盤が確保されるよう措置すること。

3 新たな漁業関係法令の改正について

改正漁業法の下でも、海区漁業調整委員会の適切な運営が確保されるよう、国は海区漁業調整委員会や地方自治体、漁業関係者に対し、必要な情報の提供を行うとともに適切な指導・助言を行うこと。

4 海区漁業調整委員の資質向上について

海区漁業調整委員会は、強力な権限・機能を有しており、漁業調整や資源管理をはじめとして広範な事案について公平公正な審議が求められる。そのためには、海区漁業調整委員の更なる専門的、技術的知識が必要となることも想定されるため、委員の資質向上を図る研修機会を設けること。

II 沿岸漁場の秩序維持について

近年、悪質かつ巧妙で組織化した漁業関係法令違反(密漁)が後を絶たず、その対策が強く求められています。

密漁は、水産資源に悪影響を及ぼし、健全な漁業経営を阻害するばかりでなく、漁業者が真摯に取り組む種苗放流や資源管理に対する意欲をも減退させ、水産基本法の基本理念の一つである「持続的な利用を確保するための水産資源の適切な保存、管理及び増殖等の推進」の根幹を揺るがすばかりでなく、近年、暴力団関係者が絡むような悪質な違反事例がみられるなど社会的にも大きな問題となっています。

改正された漁業法では、罰則が大幅に強化されましたが、依然として密漁は巧妙化しており検挙が難しくなっていることから、一層の取締りの強化や罰則の厳格な適用などの対応が必要とされています。

一方で、取締りの強化にもかかわらず密漁が後を絶たない原因として、「密漁もの」の水産物に潜在的な需要が存在し、買う側の手により「正規の漁獲物」に紛れ一般の市場で流通していることが考えられます。今後、生産者と流通団体が更なる連携を図り、市場等から密漁品を積極的に排除するよう高い意識を持つことと、「密漁もの」の流通に対する監視体制を強化することが必要です。

つきましては、水産資源に悪影響を及ぼしている密漁を防止すること及び沿岸漁場の漁業秩序を維持するため、次の措置を講じられるよう要望いたします。

1 違法操業の取締強化等

① 組織化及び広域化する潜水器密漁やシラスウナギを始めとする密漁全般に対処するため、定期的な連絡会議の開催や都道府県との情報交換などにより、海上保安庁及び水産庁を核とした取締り体制の一層の強化を図り、警察庁とも引き続き協力・連携体制を維持しつつ、実効性のある組織横断的な取締りを実施すること。

② また、漁業監督吏員の資質向上のための訓練・研修等を拡充すること。【新規】

2 「密漁もの」の流通防止

① 市場関係者や小売店などの流通業界に対し、いわゆる「密漁もの」の水産物を市場等から主体的に排除するよう高い意識を持つよう引き続き積極的な指導・啓発活動を行うこと。

② 違法漁獲物の流通に対する監視体制を強化すること。【新規】

③ 水産流通適正化法について、漁業者及び流通関係者へ制度をわかりやすく周知するとともに、電子システムの導入・改修により事業内容を見直すなど、現場の負担をより一層軽減するための措置を講じること。

④ シラスウナギについては県域を越えて広く流通されるため、国主導による流通の透明化を推進すること。

III 太平洋クロマグロの資源管理について

太平洋クロマグロについては、国際会議の取り決めに基づいて、厳格な漁獲可能量管理が行われています。

漁業者は、クロマグロの資源管理の重要性を理解して漁獲管理を実践しているものの、沿岸域への来遊量が増加する中、突発的な漁獲が生じたり、これまで来遊がまれであった海域で漁獲されるなど、さまざまな課題等が発生し、混乱が生じています。クロマグロの年間漁獲量及び金額が、全体の数パーセントとごく僅かしかない定置網や延縄漁業等において漁獲抑制のため、網起しの回数を減らすなどの休漁や放流作業等の実施、場合によっては操業を中止せざるを得ない状況となっており、漁業者の経営の悪化、産地魚市場への水揚げ減少、これに伴う地域水産加工業者への原魚供給の減少など、関連産業を含む地域経済への影響も懸念されています。

また、遊漁者については、大型魚採捕の報告を徹底、迅速化し、実態を適確に把握した上で、国全体の資源管理に影響が及ばないよう強く指導していく必要があります。

つきましては、漁業者が将来にわたりクロマグロ資源を持続的に利用し、漁業経営の維持・安定が図られるよう、次の事項について要望いたします。

1. クロマグロ資源の適正利用

① 資源管理評価結果に基づく漁獲枠の増枠の実現等

北太平洋マグロ類国際科学小委員会（ISC）によると、中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）の決定事項である暫定回復目標（親魚資源量を2024年までに歴史的中間値である約4万3千トンへ回復）を既に達成し、次期回復目標（漁獲がない場合の資源量の20%（約13万トン）まで回復）も令和5年に達成見込みであることなどを踏まえ、WCPFCにおいて、更なる漁獲枠の増枠を強力に働きかけるとともに、増枠となった場合には、魚種の選択性が低く、零細な漁業者が多い沿岸漁業に配慮した配分とすること。その際には近年の来遊状況の変化にも配慮した配分とすること。

また、令和3年4月の一斉切替後に国が預かっている承認隻数枠を活用できるよう引き続き措置すること。

② 漁獲枠配分の公平な見直しと留保枠の有効活用等

ア 漁獲枠配分については、沿岸への来遊量が増えている状況や長期的な漁獲実績を考慮するとともに、今以上に大臣許可漁業と沿岸漁業の操業特性や漁獲

管理の難易度等に配慮し、漁業種類や地域間で不公平が生じることがないように見直すこと。加えて、国の留保枠が最大限活用できる仕組みの確立や県の漁獲枠を裁量で管理できるよう次期切替時に合わせて検討すること。

イ また、親魚確保の観点から、大中型まき網漁業によるクロマグロ産卵期や産卵場における操業を制限するなどの資源管理対策を強化するとともに、各種漁業における小型魚保護対策を検討すること。

ウ 大臣許可漁業に対し、IQによる資源管理の遵守とともに、一部大臣許可漁業の地先海面への新規参入により、漁場利用の混乱等が発生していることを踏まえ、漁場利用などの地元ルールを尊重するよう強く指導すること。

エ 資源管理の推進に当たっては、定置漁業など魚種を選択した採捕が困難であり、クロマグロ以外の魚種も含む水揚げの減少も懸念されるなど沿岸漁業者が将来の漁業経営に不安を抱かないよう十分な説明を行うとともに瀬戸内海等の新たな来遊海域における資源調査を行うこと。

③ 沿岸くろまぐろ漁業等のあり方について【新規】

ア 広域漁業調整委員会の承認制による沿岸くろまぐろ漁業について、承認制に係る事務取扱要領で認める都道府県や広域漁業調整委員会をまたぐ承継承認（廃止見合新規）のあり方や承認の条件、運用の仕方等について見直すこと。

イ 大臣届出漁業である「沿岸まぐろはえ縄漁業」者のうち、他県の管轄に属することが明らかな海域で操業するものについては、知事許可や海区漁業調整委員会指示に基づき操業するものを除き、現行の知事管理（属人管理）ではなく、大臣管理として国で管理すること。

2 定置網等における管理手法の確立および支援措置

① 漁業種類ごとの特性に配慮した具体的な管理手法の提示等

定置網における漁獲制限の具体的調整案をはじめ漁業種類ごとの特性に配慮した具体的な管理手法を示すこと。また、定置網におけるやむを得ない混獲による積み上がりに対応するため、県への配分とは別に全国枠の確保やより機動的な枠の融通などの仕組みを確立すること。

② 漁獲回避支援措置等の予算確保と減収補填支援制度の創設

ア 定置網漁業等における小型魚の入網回避や混獲小型魚の効果的な放流のための手法及び改良漁具の開発など実用的な技術を早急に確立し、それらの導入に係る支援を検討すること。また、まぐろはえ縄や一本釣り漁業についても同様に漁具改良の支援を行うこと。

イ 漁業者が安心して資源管理に取り組めるよう、資源管理の取組による減収

に対応した直接補填などの支援制度を講じるほか、混獲回避機器の導入や放流活動への支援に係る事業を拡充し、支援条件の緩和及び導入できる漁具、行える作業等の対象範囲の拡大を図ること。混獲回避のための休漁支援においては、十分な予算を確保するとともに、各地域の実情に応じた支援がなされるよう発動条件を緩和すること。

また、上記事業の助成金については、漁業者の資金繰りに支障を来さないよう、迅速な支払いを行うこと。

ウ 数量管理に当たり、やむを得ず放流した個体がへい死した場合、クロマグロの資源管理の取組について海上保安部と情報共有し理解を得ること。

③ 漁業収入安定対策の要件緩和措置の継続等

数量管理に基づく規制による減収補填のため、前回の補償契約水準を下回らないようにする（下げ止め）措置等を引き続き実施するとともに、漁船漁業の対象を19トンまで広げる等要件の緩和を図ることで、漁業収入安定対策（強度資源管理タイプ）の機能強化を推進するとともに、国の掛金補助率の格差縮小を行うこと。今後とも漁業者が資源管理に安心して取り組めるよう法制化を早期に実現し、必要な予算を確保すること。

漁業者に対しては、「漁業収入安定対策事業」により漁獲金額の減少分を補填する制度が整備されているが、産地魚市場や水産加工業者等については、水揚げ減少による経営悪化に対する支援制度が整備されていないため、地域経済への影響を考慮した対策を講じること。

④ 漁獲状況を把握するシステム構築

漁獲報告について現場での事務負担の軽減を図るため、漁獲状況がリアルタイムで把握できるシステムを早急に構築すること。

3 遊漁者等の操業自粛措置

広域漁業調整委員会指示に基づく遊漁者及び遊漁船業者への採捕規制の実行性を高めるため、国際的なくろまぐろの資源管理の経緯や国内漁業者の取組み状況について、遊漁者の理解が深まるよう丁寧な説明を行い周知を徹底すること。

また、遊漁者による大型魚採捕については、採捕禁止等の規制の徹底に向け、具体的な管理体制を国の責任で早急に整備するとともに、迅速かつ正確な採捕数量の報告を徹底させるよう、強く指導すること。

IV 沿岸資源の適正な利用について

水産基本法の基本理念に掲げられた水産物の安定供給の確保と水産業の健全な発展のためには、資源の適切な管理と利用を行うことが不可欠であり、沿岸漁業者は栽培漁業や資源管理型漁業の推進に一丸となって取り組んでいます。

一方で、広域に回遊するブリ、クロマグロ、マサバ、スルメイカ等、沿岸漁業にとって重要な資源の多くが大中型まき網漁業等の沖合（大臣許可）漁業の漁獲対象でもあることから、両者間の漁場や資源の利用の競合をめぐる争いが恒常化しています。解決のための協議が持たれていますが、大量漁獲や違反操業の疑いなど沿岸漁業者の懸念が十分に払拭されない状況が続いています。さらに、北太平洋の公海でのサンマやマサバについては、令和3年2月に北太平洋漁業委員会（NPFCC）で、令和3年と令和4年の資源管理措置は、現行の漁獲枠を40%削減することで合意されたものの、この漁獲枠であっても近年の漁獲実績を上回る数量であり、引き続き外国漁船によって大量に漁獲され、我が国漁業への悪影響が懸念されます。

クロマグロ漁業では、平成30年からTAC法に基づく漁獲可能量管理が開始されていますが、クロマグロの漁獲制限により、大中型まき網漁業等の漁獲対象が、マダイやブリなど他の魚種に移ることになれば、沿岸の漁業資源に今以上の影響が生じるのではないかという不安も募っています。

つきましては、漁業者が永年にわたり守り育ててきた資源が、今後も持続的かつ公平に利用できるよう、次の事項について要望いたします。

1 沿岸漁業と沖合（大臣許可）漁業の調整

- ① 沿岸漁業と沖合漁業の共存共栄のため、コロナ禍においても感染症対策を十分に講じたうえで、引き続き話し合いの場を主催し、円滑な合意形成に向けた積極的な調整を行うこと。
- ② 沖合漁業に対し、競合している沿岸漁業者が自主的に行っている資源管理措置への参画及び遵守を指導するとともに、沿岸漁業者にとって重要度が高い天然礁や人工礁の周辺海域における操業禁止（自粛）区域の拡大や禁漁期間の拡大など、沿岸漁業者の意向を踏まえた大臣許可の見直しを進め、調整が整ったものについては随時操業の条件として内容を盛り込むこと。
- ③ カツオやスルメイカでは、大中型まき網漁業等の沖合漁業と沿岸漁業との

間で漁場競合等が生じているため、沿岸漁業の操業を維持できるよう資源利用並びに操業調整の取組を進めること。また、沖合漁業によるスルメイカ漁獲管理については漁獲の集中により沿岸漁業の資源利用に悪影響を与えないように、TAC管理等の資源管理を強化すること。

④ レジームシフトや地球温暖化など海洋環境の変化・変動に対応した研究を推進し、効率的な資源管理と適切な操業調整を行い、漁獲効率の大きい沖合漁業については漁獲対象魚種の拡大を抑制するとともに、ブリ、マダイなどの重要魚種については未成魚や産卵親魚の大量漁獲を規制するなど、水産資源の適正な管理と持続的利用を図るため必要な措置を講ずること。

⑤ いわゆる「もうかる漁業」など漁船トン数の増加や操業方法の変更を伴う新たな取組の導入に当たっては、資源や漁場について沿岸漁業との競合が想定される。また、今後「IQの導入などの条件の整った漁業種類はトン数制限を撤廃する」方針が示されており、沿岸漁業と競合する漁場については漁場制限などの規制を行うなど、適正な資源及び漁場利用が図られるように沿岸漁業者と十分な調整を行うこと。

2 マサバ太平洋系群の適正利用

① 安定的な再生産に必要な産卵親魚量の確保に向けた適正な数値目標を設定するとともに、関係漁業者による休漁などの資源管理計画が確実に履行されるよう、引き続き指導すること。また、漁獲強度が強くマサバを多獲する大中型まき網漁業に対して、引き続き未成魚を中心とした資源管理の取り組みを一層、強力に指導するとともに、我が国の排他的経済水域内におけるロシア漁船の操業状況を注視すること。

また、マサバ太平洋系群の主産卵場である伊豆諸島近海海域において、産卵親魚に対して過剰な漁獲圧がかかることのないよう関係漁業者に指導すること。

② 目標管理基準値は、レジームシフトや地球温暖化などの海洋環境の変化・変動も加えることにより、より科学的根拠に基づく基準値を設定し、資源管理を行うこと。また、漁獲管理については、漁獲量だけではなく、漁獲サイズにも焦点を当てること。

③ 漁獲管理には漁業者等の関係者の理解が不可欠であることから、管理手法を分かりやすく丁寧に説明すること。また、漁獲量抑制に当たっては、その減収分全額の補償を行う等、経営を維持するための対策を講ずること。

3 カツオ資源の適正利用

近年の来遊量の減少について、大きな原因と想定される赤道海域における大型まき網漁業による大量漁獲との因果関係を究明するとともに、漁獲努力量の大幅削減など、資源の保存管理措置について国際的な働きかけを進め、実効性の高い資源管理を推進する体制の構築と取り組みによりカツオ資源量の増大を図り日本沿岸への来遊量を増加させること。

また、漁場競合が生じている大中型まき網漁業やカツオ一本釣り漁業等の大臣許可漁業と沿岸曳縄漁業との資源利用及び操業調整の対策や取組を推進すること。

4 公海におけるサンマ、マサバ等の水産資源の適正利用

外国漁船による公海でのサンマやマサバの大量漁獲が、我が国周辺海域への資源来遊に及ぼす影響と海洋環境の変化を科学的に評価し、資源評価の精度の向上を図るとともに、漁獲上限や国別漁獲枠の設定など、実効ある国際的な資源管理措置に基づく秩序ある操業が早期に実行されるよう、我が国の主導により強力に推進し、日本沿岸への来遊量を増加させること。

5 沖合漁業の操業秩序の確立

① 大中型まき網漁船に対する実効性の高い指導及び取締の強化のため、本船だけでなく灯船等（付属船）へのVMS設置を義務づけるとともに、設置情報を公表し、航海中にその作動が停止した場合は、水産庁による指導取締りを強化し、関係沿岸都道府県の関係機関にその結果を公表すること。

なお、VMS航跡情報の運用・活用については、国及び都道府県における意見交換や検討会の場も設け、当初の設置目的にとらわれることなく、水産資源の適切な管理、漁業秩序の確立等のため、許可条件とするなど改善を図ること。

② VMSを有効に活用した違反操業の抑止に努めるとともに、禁止区域での水中集魚灯の使用などVMSだけでは対応できない違反についても漁業取締船などによる監視、取締を強化し、違反者に対する行政処分は、迅速厳正に行うこと。

③ AIS利用の普及に努めるとともに、AISが設置されている船舶については、沿岸域で航行・操業する際はAISを作動させ、事故防止・安全航行に努めるように指導すること。【新規】

V 漁業法改正後の制度運用について

70年ぶりに改正された漁業法が令和2年12月1日から施行されました。改正漁業法のもとでは、TAC魚種の拡大やIQが導入されますが、これらの管理手法については、科学的根拠に基づく精度の高い資源評価が必要となります。また対象魚種の中には、すでに漁業者が厳しい自主管理に取り組んでいる魚種も含まれ、漁業者はこうした漁業現場の実情が配慮されず、十分な説明もないまま漁獲量管理が導入されることによる減収への不安を抱えています。

また、漁業権については、法定の免許の優先順位が廃止されたことで、今回の漁業権切替では事務上の混乱が生じる懸念があります。

つきましては、漁業法改正後の制度運用について、次のとおり要望いたします。

1 改正漁業法施行後の事務の円滑化について

改正漁業法の施行後、沿岸各地において漁業者や漁協等に事務上の混乱が生じていることから、国は、課題解決のための適切な指導・助言を迅速に行うこと。

また、そのためのシステムの構築と運営について、現場の負担を軽減するための技術的・予算的支援を十分に行うこと。特に許可漁業に係る「資源管理の状況等の報告」の円滑な報告体制の構築については、整備が十分に進んでいないため、令和4年度以降も漁獲情報デジタル化推進事業を継続するための必要な予算を確保し、漁獲情報のデジタル化の推進を支援すること。

2 新制度の円滑な運用について

① 新たな制度の円滑な運用に当たっては、改正により生じた地域の課題に柔軟に対応できるよう、国は適切に指導・助言を行うこと。

② 改正法の下で行う次の漁業権切替は、法定の免許の優先順位が廃止されて初めての切替となることから、この手続きが円滑に行われるよう、国は都道府県に対して適切に指導・助言を行うこと。

3 新たな資源管理措置等について

① 新たな資源管理の検討に当たっては、TACのみを前提とすることなく、漁業者が実施している資源管理の妥当性や効果を的確に評価した上で、当該管

理手法が十分効果を発揮している魚種については、現状の自主的な資源管理で対応するよう配慮すること。また、ロードマップ等に示されているスケジュールに固執することなく、対象魚種ごとに最善の科学技術を用いて生態解明や資源量・再生産の分析・評価を行い、資源量推定のための十分な情報と精度が得られていない魚種や、数量管理が困難又は適さないと判断される魚種については、数量管理を行わないこと。

② TAC対象魚種の追加は、漁業者に大きな影響を与えることが懸念されることから、漁業者や関係団体に情報提供や説明をわかりやすく行うこと。また、行政・研究機関の指導のもと、漁業実態や経済価値を踏まえた実行可能性について丁寧に議論し、漁業者等の理解と合意のもとに慎重に進めること。

③ 数量管理の導入に当たっては地域の漁業の特性を考慮するとともに、漁獲可能量の配分は都道府県等の間で漁獲枠の融通を積極的に行うなど、漁獲枠の上限を超える漁獲による採捕停止に追い込まれない仕組みを構築すること。特に選択的に漁獲ができない定置網等の網漁業や地先への来遊に依存する沿岸の零細漁業などの経営に十分配慮すること。

そのうえで、やむを得ず減収等が生じた場合は、経営を維持するための十分な対策を講じること。

④ 漁獲量の規制は漁業機会の減少が伴うため、新規参入者や若手漁業者の確保につながり、水産加工業や観光業を含めた地域全体の産業を守る成長対策を具体化すること。

⑤ TAC魚種が漁協共販などの既存の管理体制を通さない場合でも、漁獲→水揚→流通→消費の経路の監視により、正確な漁獲量を把握するための仕組みを整えること。【新規】

⑥ 定置網漁業の特性に応じた資源管理型の選択性の高い漁具や、混獲される稚仔魚や小型魚を極力削減する技術について、国を中心に開発するとともに、新技術開発後は、普及が促進されるよう、適切な支援策を設けること。【新規】

VI 外国漁船問題等について

近隣諸国との間には、政府間や民間で様々な協定の締結や交渉等が行われ、漁業秩序の確立のための努力が続いていますが、尖閣諸島に対する中国の不当な干渉や韓国による竹島の不法占拠等により当該海域での我が国の漁業者の操業が不能となり、共同で利用されるべき暫定水域等を韓国や中国の漁船に一方向的に占拠される等の状況が続いています。

また、平成25年に調印された日台漁業取決めでは、我が国の排他的経済水域内で台湾漁船の操業を認めるなど関係漁業者の大きな負担となったほか、平成28年1月にはロシア連邦議会においてロシア水域におけるさけ・ます流し網漁業の操業を禁止する法律が成立したことから、日本漁船が同水域でさけ・ます流し網漁業の操業ができなくなるなど、地域経済に大きなダメージを与えるような新たな問題も次々に発生しています。

さらに、我が国の排他的経済水域内における韓国、中国、台湾漁船による違法な操業が常態化しており、中国のサンゴ密漁船や韓国漁船が漁場に放置したサンゴ網やカニかご等の投棄漁具が漁場の荒廃や資源の減少を招くなど極めて大きな問題となっています。これに加え、平成29年6月以降大和堆において数百隻規模の北朝鮮籍とみられるいかさし網漁船による違法操業が継続しており、我が国いか釣り漁船が集魚したイカを漁獲するなど操業妨害、安全操業を脅かす新たな事態も生じています。

外国漁船は、資源管理の必要を理解せず、貴重な漁業資源を毀損するとともに、漁具の切断や廃漁具の投棄などの粗暴な行為を繰り返し、我が国の漁業の持続的発展に対する深刻な脅威となっているだけでなく、平成26年8月の尖閣諸島近海で悪質な当て逃げ事故、令和元年10月には日本海大和堆周辺の我が国排他的水域内での衝突事故まで発生させ、漁業者の安全をも脅かす危険な存在となっています。

加えて、北朝鮮による弾道ミサイルは令和4年に入ってからはいまだにならぬ頻度で発射され、射程距離の精度向上が見られることから、日本海で操業する全ての漁業者とその家族は、安全操業に対する不安を抱くとともに強い憤りを感じています。

つきましては、我が国の漁業者が安心して漁業を続けていくために、次の事項について要望いたします。

1 排他的経済水域の境界の画定

竹島の領土権の確立など、近隣諸国との間の諸問題を早急に解決するとともに、排他的経済水域にかかる中間ラインの境界画定に向けた交渉を鋭意継続すること。その実現までの間、実効ある資源管理措置の早急な確立を図ること。

2 漁業協定等の見直し・暫定水域等の操業秩序確立と資源管理

① 日台漁業取決め適用水域内から、「東経125度30分より東の水域」及び「八重山北方三角水域」を除外するとともに、当該水域及び取り決め適用水域を除く地理的中間線から東の水域においては、台湾漁船の操業を一切認めないこと。また、先島諸島の南側の水域については、今後一切、協議の対象としないこと。

② 日台漁業取決め適用水域内において、日本漁船が安全に操業できる水域の拡大に努めることや操業隻数制限等、資源管理措置に関する協議を進めることに加え、台湾漁船のPI保険への加入義務化を促すこと。

③ 我が国漁船と漁場競合する韓国のはえ縄漁船について、更なる許可隻数の削減や我が国のEEZ内における操業禁止を含めた操業規制の強化を行うこと。

日韓暫定水域内においては、韓国漁船による漁具被害に対して韓国政府に対し操業秩序や操業ルールを厳守させるよう要請するとともに、効果の高い資源回復・管理対策を講じること。また、海底清掃に係る民間合意への積極的な関与と、海底清掃の実施後も、回収しきれない放置漁具が漁場に残っていることから、十分回収できるよう事業を拡充すること。

④ 中国については、日中暫定水域における資源管理強化や排他的経済水域内における操業条件について、我が国の漁船が安心して操業できるよう関係漁業者の意向を尊重した協定の見直しを進めること。

さんご網漁業に対する取締りを可能にする体制の構築、中国国内法においても禁止されているさんご網漁業の再発防止、放置されたさんご網除去による漁場回復対策の充実、強化をすること。

また、北緯27度以南の海域について、日中漁業共同委員会の協議の対象となるよう日中漁業協定を見直すとともに、中国虎網漁船の侵入を抑止する対策を講ずること。

⑤ 地先沖合漁業を始めとする対口漁業の操業機会の確保を強力に推進するとともに、積極的な外交交渉による操業条件の緩和と国による支援を行うこと。

⑥ 我が国排他的経済水域内に入域し操業するロシア大型冷凍トロール船に対しては、沿岸漁業者の漁具被害を回避するための連絡体制を構築すること。また、漁具被害が発生していることからロシア船による漁具被害発生時において被害漁具復旧費の全額補償や加害船特定の有無にかかわらず補助対象とするなど、活用しやすい補償の仕組みを早急に構築すること。

また、漁獲対象であるイトヒキダラやイワシ・サバの資源評価を実施し、資源に影響のない範囲で漁獲割当量を設定すること。

3 外国漁船の取締強化と漁業者の安全の確保

① サンゴ密漁船や大和堆などで繰り返される外国漁船の違法操業を未然に防ぐためにも、海上保安庁の巡視船艇や水産庁漁業取締船の増隻及び人員増等により、我が国の領海及び排他的経済水域における外国漁船の監視・取締体制の一層の拡充強化を図ること。

② 中国公船によるわが国漁船への追尾・威嚇行為など再発防止の徹底を図ること。また、外国公船及び外国漁船団の位置や動向を監視し情報収集に努めるとともに、周辺で操業する漁船や関係機関に水産庁漁業取締船及び海上保安庁巡視船から直接漁船や関係機関に即時に情報提供できる体制をより一層強化し、漁業者が危険を事前に回避し安全・安心に操業できるよう対策の強化を図ること。

③ 外国漁船等の我が国海域への避泊に当たっては、台風の接近などの船舶に窮迫した危険があった場合など、やむを得ない場合のみ認めることとし、入域者に対する基本ルール遵守の徹底指導及び監視強化並びに被害防止措置の実施等により、地元漁業や環境に対する影響を最小限に留めること。

④ 北朝鮮のミサイル発射については、外交ルート等を通じて根本的な解決を図り、あらゆる手段を講じて阻止すること。また、警戒監視、情報収集を続け、発射の兆候・発射情報を沿岸自治体等の関係機関に速やかに提供し、漁業者の安全確保と的確な情報提供に万全を期すこと。

4 被害の救済

韓国漁船が日本海に放置したかご漁具や底刺し網、また沖縄、小笠原周辺の海底に点在するさんご網等、外国漁船による違法な操業や投棄漁具等による被害の救済のため、韓国・中国等外国漁船操業対策事業等による対策を充実、強化すること。

VII 海洋性レジャーとの調整等について

海面は、漁業と同時に遊漁や遊泳、ダイビングなど様々なレジャーでも利用されていますが、特にプレジャーボートや遊漁船等の船舶を使用した遊漁は、漁場への集中による操業の支障、漁具や養殖資材の破損、さらには資源管理に対する悪影響が懸念されるなど、漁業との間に様々な摩擦があることから、その解消に向け、両者による協議やマナーの啓発などの努力が続けられています。

中でも、免許・登録が不要ないわゆる「ミニボート」は、海上交通の基本的ルールすら知らない利用者が、耐航性や他船からの視認性が低いという特性を認識しないまま沖合への出航や夜間航行、船舶の輻輳する港の周辺での遊漁などを行っており、漁業の操業や漁船の航行に多大な支障が生じています。国におかれては民間団体と連携しつつ、利用者への啓発や安全講習会の実施などの安全対策を実施していますが、ミニボートによる海難事故は、近年、増加しており、人命の安全を守るためにも、規制強化も含めた法改正を視野に入れた効果的な対策を講じる必要があります。

さらに、これら船舶等を使用した遊漁が漁業の資源管理に大きな影響を与えることが危惧されています。

一方、遊漁に限らず、機動性の高いプレジャーボートやジェットスキー等については、急回転等の危険走行、港内での遊走、漁船や養殖施設への接近等、マナーの悪い利用者が増えています。特に、未熟な利用者による無謀な操船で海難事故も頻発しているところです。

また、プレジャーボート、ミニボートで海難事故を起こした利用者が十分な保険に加入していないことが多く、漁具、漁船等の物損被害の補償トラブルに発展することも珍しくありません。

つきましては、漁業と海洋性レジャーとの適切な調整を図るため、次の事項について要望いたします。

1 遊漁と漁業の調整

① 遊漁マナーや漁業の基本的考え方に係る積極的な広報等の実施

地域における円滑な漁場の利用調整を支援し、密漁や操業トラブルの未然防

止を図るため、遊漁マナーや漁業制度の基本的な考え方が当事者だけでなく社会的コンセンサスとして国民に広く認知されるよう、漁業関係団体に加え、日釣振や全釣協、日本スポーツフィッシング協会などの全国レベルの遊漁団体と協力してイベントの実施やマスメディア等の媒体も活用した積極的な広報等の施策を講じること。

② スピアフィッシングに対する規制強化

漁船や小型船舶の航行安全及びスピアフィッシング愛好者の生命の安全確保の観点から、スピアフィッシングの実態把握や組織化を推進するとともに、スピアフィッシングに際しては視認しやすいブイ等の標識表示を義務付けるなど実行性のある海難防止対策を図ること。

③ 遊漁者の資源利用の実態把握

国の責任において、プレジャーボート、遊漁船等を利用する遊漁者に対して、漁業者の主要な漁獲対象である魚種については釣獲実績報告を義務化させるなど、資源利用の実態を把握し、適確に管理すること。

④ 遊漁者に資源管理を行わせる体制整備【新規】

漁業者に対する操業規制との公平性を担保する観点から遊漁者の組織化及び遊漁者に資源管理を行わせるための法制度や体制の整備を進めること。

遊漁者は都道府県域を越えて移動することを踏まえ、組織化に向けては、都道府県単位ではなく、国が主体となって働きかけを行うこと。

2 プレジャーボート等の運航に係る安全性の確保と漁業被害の防止

① プレジャーボート利用者に対し、漁業被害を想定した賠償責任保険への加入を義務化すること。また、法制化に当たっては、漁業被害を想定し、対人のみならず、休漁、漁具等の物損被害の補償を充実させること。

さらに、義務化できるまでの間、任意保険加入率向上に係る施策を強化すること。

② プレジャーボート利用者の把握や組織化等、新たな対策の検討

法令や規則、マナーの周知徹底を図るため、プレジャーボート利用者の把握や組織化を推進し、漁業の妨げにならない実効性のある対策を実施すること。

3 ミニボートによる危険行為の防止

① 安全航行のための制度改正と反射板等装置の必置

海面における夜間航行の禁止、航行区域（距離）の制限、年齢制限、安全装置の義務化などの制度改正に取り組むとともに安全航行や漁船との衝突事故防止のため目印となる旗やレーダー反射板を掲げることやポールを立てる装置等の設置を義務化すること。

② 海難事故や円滑な救難活動のための実効性ある対策の実施

ミニボートの海難事故は一向に減少しておらず、事故防止や漁業操業妨害行為防止のために規制強化も含めた効果的な対策が必要であることや、海難事故に伴うボートの漂流などがあった場合、利用者が不明のため、救難活動等に支障を及ぼす恐れもあることから、海難事故防止だけでなく、円滑な救難活動のためにも、安全啓発活動だけではなく、登録制度や組織化、検査制度など実効性のある対策を実施すること。

③ 安全講習の義務化と所有者リストの整備

商品を販売する際に、「ミニボートの操縦や安全性についての講習受講」を義務化するよう、ボート製造・販売業界を強く指導するとともに、円滑な救難活動を行うために購入者の氏名や連絡先の情報を把握できる実効性のある方策を早急に検討すること。

④ ミニボートの保険加入義務化とゴムボートの保険対象化【新規】

ミニボートの過失による漁業損失や遭難救助費用を補償するため、ミニボートの保険加入を義務付けること。また、日本漁船組合のプレジャーボート責任保険の保険対象外である船底がFRP成型されていないエンジン付きゴムボートも当該保険対象とするよう働きかけること。



全国海区漁業調整委員会連合会 令和5年度要望事項及び要望先

区 分	農林水産 委員 長	農林水産省		外務省	国土交通省	
		農林水産 大臣	水産庁		海上保安庁	海事局
I. 海区漁業調整委員会制度について						
1 海区漁業調整委員会制度の堅持	○	○	○			
2 海区漁業調整委員会の財政基盤の確保	○	○	○			
3 新たな漁業関係法令の改正について	○	○	○			
4 海区漁業調整委員会の資質向上について	○	○	○			
II. 沿岸漁場の秩序維持について						
1 違法操業の取締り強化等						
① 取締り体制の連携強化	○	○	○		○	
② [新規]漁業監督官の資質向上	○	○	○		○	
2 「密漁もの」の流通防止						
① 密漁ものを排除する意識の指導・啓発活動	○	○	○			
② [新規]違法漁獲物の流通に対する監視体制の強化	○	○	○			
③ 水産流通適正化法の制度の周知及び現場の負担を軽減するための措置の実施	○	○	○			
④ シラスウナギの流通の透明化	○	○	○			
III. 太平洋クロマグロの資源管理について						
1 クロマグロ資源の適正利用						
① 資源評価結果に基づく漁獲枠の増枠の実現等	○	○	○			
② 漁獲枠配分の公平な見直しと留保枠の有効活用等	○	○	○			
③ [新規]沿岸くまのる漁業等のあり方について	○	○	○			
2 定置網等における管理手法の確立および支援措置						
① 漁業種別ごとの特性に配慮した具体的な管理手法の提示等	○	○	○			
② 漁獲回復支援措置等の予算確保と減収補填支援制度の創設	○	○	○			
③ 漁業収入安定対策の要件緩和措置の継続等	○	○	○			
④ 漁獲状況を把握するシステム構築	○	○	○			
3 遊漁者等の操業自衛措置	○	○	○			
IV. 沿岸資源の適正な利用について						
1 沿岸漁業と沖合(大臣許可)漁業の調整						
① 水産庁による両者の共存共栄のための話し合いの主催と合意形成に向けた調整	○	○	○			
② 沿岸に準じた禁止期間の設定など、沖合漁業の許可内容の見直し	○	○	○			
③ カツオ・スルメイカにおける沖合漁業と沿岸漁業の操業調整	○	○	○			
④ 海洋環境の変化への対応や大量漁獲規制による水産資源の適正管理	○	○	○			
⑤ 漁業構造改革総合対策事業にかかる沿岸漁業者への配慮	○	○	○			
2 マサバ太平洋系群の適正利用						
① 適切な資源管理の実施に係る指導と、大中型まき網漁業及びロシア漁船による漁獲の調整	○	○	○			
② 適正な目標管理基準等の協定	○	○	○			
③ 漁業者等の関係者に十分配慮した資源管理措置の実施	○	○	○			
3 カツオ資源の適正利用	○	○	○			
4 公海におけるサンマ、マサバ等の水産資源の適正利用	○	○	○			
5 沖合漁業の操業秩序の確立						
① 付属船を含む大中型まき網漁船全船へのVMS設置の義務付け	○	○	○			
② VMSを有効に活用した違反操業の抑止と取締り強化等	○	○	○			
③ [新規]AISを活用した事故防止・安全航行の指導	○	○	○			
V. 漁業法改正後の制度運用について						
1 改正漁業法施行後の事務の円滑化について	○	○	○			
2 新制度の円滑な運用について						
① 地域課題への対応における指導・助言	○	○	○			
② 漁業権切替手続きにおける指導・助言	○	○	○			
3 新たな資源管理措置等について						
① 漁業現場の実情に即した資源管理措置の検討	○	○	○			
② 漁業者等の理解と合意のもとでの資源管理措置の導入	○	○	○			
③ 沿岸の養殖漁業の経営に十分配慮した資源管理措置の実施	○	○	○			
④ 成果対策の具体化	○	○	○			
⑤ [新規]漁獲量を正確に把握する仕組みの整備	○	○	○			
⑥ [新規]定置網漁業の特性に応じた資源管理型の新技術の開発・普及	○	○	○			
VI. 外国漁船問題等について						
1 排他的経済水域の境界の固定	○	○	○		○	
2 漁業協定の見直し・協定水域等の操業秩序確立と資源管理						
① 日台漁業取決め適用水域の一部縮小と協議対象水域の拡張抑制	○	○	○		○	
② 日台漁業取決め適用水域内における安全操業の確保と台湾漁船のPI保険の加入の義務化	○	○	○		○	
③ 韓国漁船の操業規制と日韓暫定水域の操業秩序確立	○	○	○		○	
④ 中国漁船の日本暫定水域やEEZ内の操業秩序確立とサンゴ網対策	○	○	○		○	
⑤ ロシアとの協定に基づく漁業の操業機会の確保と操業条件の緩和に向けた積極的な交渉や支援の実施	○	○	○		○	
⑥ EEZ内におけるロシア大型トロールによる漁具被害の防止にかかる連絡体制の構築及び被害補償の実施	○	○	○		○	
3 外国漁船の取締り強化と漁業者の安全の確保						
① 領海及びEEZ内における外国漁船に対する、徹底した取締りの実施	○	○	○		○	
② 外国公船や外国漁船の位置動向の監視と、漁船や関係機関に対する情報提供	○	○	○		○	
③ 外国漁船等の選別にかかる、地元漁業や環境に対する影響の防止	○	○	○		○	
④ 北朝鮮のミサイル発射に係る迅速な情報提供	○	○	○		○	
4 被害の救済	○	○	○			
VII. 海洋性レジャーとの調整等について						
1 遊漁と漁業の調整						
① 遊漁マナーや漁業の基本的考え方に係る積極的な広報の実施	○	○	○			
② スピアフィッシングに対する規制強化	○	○	○			
③ 遊漁者の資源利用の実態把握	○	○	○			
④ [新規]遊漁者に資源管理を行わせる体制整備	○	○	○			
2 プレジャーボート等の通航に係る安全性の確保と漁業被害の防止						
① 利用者に対する保険加入の義務付け又は漁業被害を想定した物損被害の補償の充実	○	○	○			○
② PB利用者の把握や組織化等、新たな対策の検討	○	○	○			
3 ミニボートによる危険行為の防止						
① 安全航行のための制度改正と反射板等の設置の促進	○	○	○			○
② 海難事故や円滑な救難活動のための実効性ある対策の実施	○	○	○			○
③ 安全講習の義務化と所有者リストの整備	○	○	○			○
④ [新規]ミニボートの保険加入義務化とゴムボートの保険対象化	○	○	○			○

